

「スマート・クラウド研究会」開催要綱

1 背景・目的

クラウドネットワーク技術の発達により、情報通信システムやその利活用分野において、従来とは全く異なる利用方法が可能となるなど、情報通信分野においてパラダイムシフトが起きる可能性がある。一方で、クラウド技術の相互運用性の確保、適切な情報流通の確保の在り方、国際的なルールの在り方など様々な課題も指摘されている。

そのため、クラウド技術の発達を踏まえた様々な課題について包括的に検討するとともに、次世代のクラウド技術の方向性を明らかにすることを目的として、本研究会を開催する。

2 名称

本研究会は、「スマート・クラウド研究会」（以下「研究会」という。）と称する。

3 検討事項

研究会は、以下の事項について検討する。

- (1) クラウド技術の活用方策
 - ①地球環境問題、自然災害、食料問題など地球的規模の課題解決のためのクラウド技術活用方策
 - ②電子行政クラウドなど公共分野におけるクラウド技術活用方策 など
- (2) クラウド技術の標準化、相互運用性を確保するためのプラットフォーム基盤やセキュリティ基準の在り方
- (3) 次世代クラウドネットワーク技術の在り方
- (4) クラウド技術に係る国際的なルールの在り方
- (5) その他クラウド技術の発達を踏まえた諸課題に対する対応策

4 構成及び運営

- (1) 研究会は、総務副大臣（情報通信担当）が主宰する。
- (2) 研究会の構成員は、別紙のとおりとする。
- (3) 研究会には座長及び座長代理を置く。
- (4) 座長は研究会構成員の互選により定め、座長代理は、研究会構成員の中から座長が指名する。
- (5) 研究会は、座長が運営する。
- (6) 座長代理は、座長を補佐し、座長が不在のときは、その職務を代行する。
- (7) 研究会は、非公開とする。ただし、議事要旨を作成し座長の了解を得て公開する。
- (8) 研究会は、必要があると認めるときは、構成員以外の者の出席を求め、意見を聞くことができる。
- (9) 座長は、必要に応じて、研究会の下にワーキンググループを置くことができる。
- (10) ワーキンググループの構成員及び運営に必要な事項については、座長が定めるところによる。
- (11) その他、研究会の運営に関し必要な事項は、座長が定めるところによる。

5 開催時期

研究会は、平成21年7月から平成22年6月までを目途として開催する。

6 庶務

研究会の庶務は、情報通信国際戦略局情報通信政策課及び情報流通行政局情報流通振興課が行う。